

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

屋久島町は、四方が海に面しており、自然条件からみて台風・高潮・地震・津波等による被害を受けやすく、さらに口永良部島には活火山新岳があり爆発の危険性をはらんでいる。

これらの災害防止と住民の安全を図ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

「自らの安全は、自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者、高齢者・障害者・児童・傷病者・外国人・乳幼児・妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「災害時要援護者」という。）及び旅行者等の救助に努めるとともに、指定避難所の運営の協力あるいは県・公共機関・地方公共団体等が行っている救助活動に協力するなど災害支援活動に寄与することが求められる。

災害による被害を減らすためには、「自助・共助・公助」の連携が大切であり、このため町は自助防災思想の普及・徹底を図るものとする。

(津波：ハザードマップ)

津波が屋久島町の沿岸を襲い、沿岸部周辺が浸水して建物の全半壊が生じる。沿岸部が浸水し家屋や車や船舶などが流出する。流出した車のバッテリーやLPGボンベなどが原因で津波火災が発生する恐れがある。

避難意識が低い場合は自宅や職場、沿岸部の宿泊施設などで津波に巻き込まれたり、自動車等で避難中に津波に追いつかれ、死傷者が発生する。

(地震：ハザードマップ)

吐噺列島太平洋沖地震が発生することで屋久島町では最大震度6弱に達し、立っているのが困難なほどの揺れに襲われ、建物の倒壊や屋内収容物などの転倒、停電が予測される。

特に夜間に発生した場合には、被害が甚大化することが予測される。

(火山：ハザードマップ)

当町には平成27年大噴火をした新岳のある口永良部島が屋久島沖30キロに位置しており町民104人が生活している。先の噴火では全島民避難し、屋久島町宮之浦の仮設住宅を含め分散し避難生活を送っていたところである。

現在でも火山噴火レベル3にあり周辺の島（諏訪瀬島・硫黄島等噴火及び火山性微震が続いておりリスクは常に抱えている。

宿泊施設も9軒、食料品店等もあり島には新岳の火山があり北西部を除いて島の大部分が、噴出岩塊による、災害が予想される危険区域である。特に泥流・土石流・火砕流などリスクが高くなっている。

(疫病：新型コロナウイルス感染症等)

新型インフルエンザ感染症等の疫病は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、屋久島町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。特に小規模事業者の42%が観光関連業種である屋久島町では観光客需要が無くなり島内需要だけとなり事業者の事業継続が危ぶまれるおそれもある。

(2) 商工業者の現状

- ・商工業者数 805 人 (令和 5 年 9 月 30 日現在)
- ・小規模事業者数 712 人 (令和 5 年 9 月 30 日現在)

【内訳】

	業 種	商工業者	内小規模事業者
商工業者	建設業	99	88
	製造業	95	84
	卸・小売業	143	125
	サービス業	409	380
	その他	59	35

(3) これまでの取組

1) 町の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・住民防災活動の啓蒙
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
 - ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
 - ・鹿児島県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- * 当町防災計画における当会の役割
- (1) 被災者に対する衣料・食品の提供に関すること
 - (2) 被災会員等に対する資金の融資及び斡旋に関すること

II. 課 題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

屋久島町においては台風の常襲地帯であり、併せて雨量が多く、また口永良部島の活火山など自然災害と共存せざるを得ない地域である。そのため町民の防災意識も高いといえる。

現在商工会としても災害時（特に台風等）の取組については、被害状況調査を実施し、被害額の調査や継続的な営業活動が行えるように復旧支援として経営・金融等の支援を行っている。

Ⅲ. 目 標

- ・管内小規模事業者に対し、災害リスクの認識を促し、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連携の円滑化を図るため、当会と当町との間における被害情報報告ルートの構築を行う。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら自然災害等のリスクに対応した共済、保険制度の加入状況を確認し、各災害リスクに応じた共済、保険制度の加入状況を確認し、各災害リスクに応じた共済、保険制度について保険会社と連携して相談会等の実施をする。

*上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

《1. 事前の対策》

1) 商工業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や屋久島町広報、ホームページ、公式LINE等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等の指導助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者BCP等策定件数	4	4	4
専門家派遣件数	2	2	2
セミナー開催件数	1	1	1

2) 屋久島町商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和5年に事業継続計画を作成

3) 関係団体等との連携

- ・当会は、鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社と連携協定を結び専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。（事業者BCP策定指導）
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毎年度、(仮称)屋久島町事業継続力強化支援委員会(構成員: 当会(法定経営指導員の参画含む)、屋久島町)を年1回(6月)に開催し、状況確認や改善点等について協議し本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HP・公式LINE・会報(年2回発行)へ掲載することで、地域小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。

事業者BCP等の取組状況の確認について

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者BCPの取組状況のフォローアップ目標件数	4 (法定経営指導員1人当たり2件)	4 (法定経営指導員1人当たり2件)	4 (法定経営指導員1人当たり2件)

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(吐噶喇列島太平洋沖 震度6弱の地震)が発生したと想定し仮定し、屋久島町との連絡ルートの確認等)を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

《2. 発災後の対策》

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否など大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、屋久島町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
被害状況の報告基準は以下のとおり。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない

・目立った被害の情報が無い。

*なお連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	1日に1回共有する

《3. 発災時における指示命令系統・連絡体制》

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
電話番号：

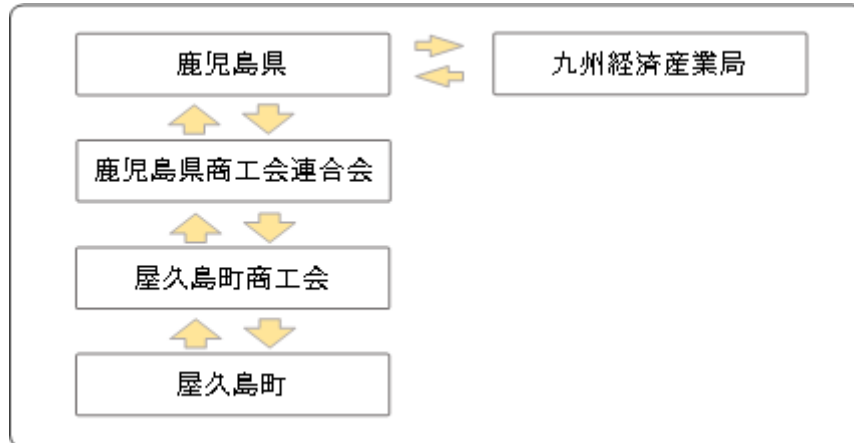
メールアドレス：

被害合計金額

0

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に 必要な額、 おおよそで可	(被害額内訳) 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめ る内容があれば。
					土地 (増積土砂排除費・ 借地費) (事業用資産に限 る)	建物 (事業用資産に限 る)	機械設備	商品、原材 料、仕掛品 等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					

- ・当会と当町が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会（鹿児島県商工会連合会を通じて）より鹿児島県へ報告する。



《4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援》

- ・相談窓口の開設方法について、屋久島町と相談する。（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策を（国や鹿児島県、屋久島町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

《5. 地区内小規模事業者に対する復興支援》

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

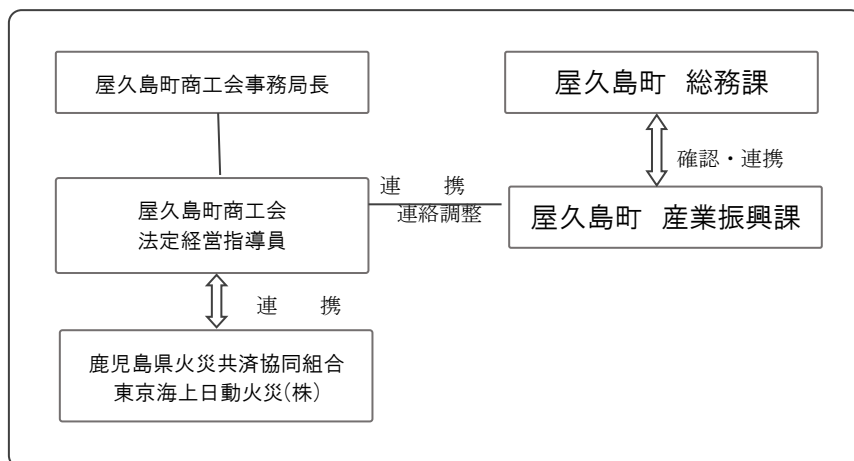
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年6月現在)

- (1) 実施体制（屋久島町商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 屋久島町商工会による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」という。）による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該法定経営指導員の氏名、連絡先

屋久島町商工会 法定経営指導員	宮之浦本所	桑畑 佑宇矢
	安房支所	岩川 信一
宮之浦本所	鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 288-1	0997-42-0159
安房支所	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 168	0997-46-2137

② 当該法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

事業計画の具体的な取組の企画や実行

事業計画に基づく進捗確認、見直しフォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 屋久島町商工会

〒891-4205 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦 288-1
電話 0997-42-0159 FAX 0997-42-0605
メール yakushima-s@kashoren.or.jp

③ 屋久島町 産業振興課

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
電話 0997-43-5900 FAX 0997-43-5905
メール nourin@town.yakushima.kagoshima.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	305	305	305
・専門家派遣費	100	100	100
・協議会運営費	27	27	27
・セミナー開催費	100	100	100
・チラシ作製費	28	28	28
・web更新費	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、屋久島町補助金、鹿児島県補助金、事業収入他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正 芳文 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階
(2) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 支社長 大久保 隆 住 所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12番5号 鹿児島東京海上日動ビル5階
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
②地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
①鹿児島県火災共済協同組合 ・事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供をいただくことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ、事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画が可能となる。
連携体制図等